

日本国の内閣府と欧州連合を代表する欧州委員会との間の

量子科学技術分野の協力強化に関する協力趣意書 (LoI)

日本国の内閣府と欧州連合 (EU) を代表する欧州委員会は、日・EU間の量子科学技術における協力を推進する。内閣府および欧州連合 (EU) を代表する欧州委員会 (以下、総称して「双方」という) は、量子科学技術における協力の既存の枠組みの重要性を認識している。この協力は、「科学技術協力に関する日本政府と欧州共同体との間の協定¹」 (以下、「科学技術協定」と呼ぶ) および「日EUデジタルパートナーシップ²」によって導かれている。

加えて、双方は、量子技術を含む科学技術協力が日EU協力の広範な枠組みにおける重要な分野であることを認識している。この協力は、「日EU経済連携協定³」、「日EU戦略的パートナーシップ協定⁴」、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ⁵」に沿ったものであり、日EUパートナーシップにおける量子技術の継続的な取り組みである。

I. 目的

双方は、気候変動、地震・津波、材料科学、サイバーセキュリティ、エネルギーの持続可能性といった重要なグローバル課題に直面していることを認識し、量子科学技術における協力を強化する意向である。

本協力趣意書 (以下「本 LoI」という。) は、双方の関心分野及び双方間の交流に関する一般的な指針を概説するものである。本LoIは、量子科学技術分野における双方の関心分野をすべて網羅することを意図したものではない。

II. 原則

内閣府は、省庁横断的な戦略的イノベーション創造プログラム⁶ (SIP) を通じて本 LoIを遂行し、欧州委員会は、EUの研究・イノベーション枠組みプログラム⁷ (Horizon Europe) を通じて本LoIを遂行する。

本 LoI の下での活動は、充当された資金の利用可能性、並びに双方の適用される法令、方針及びプログラムに沿ったものである。

¹ OJ L 90, 6.4.2011, p. 1-1

² <https://www.consilium.europa.eu/media/56091/%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88-jp-eu-digital-partnership-clean-final-docx.pdf>

³ <https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/eu-japan-economic-partnership-agreement>

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=legisum:4359401>

⁵

https://www.ecas.europa.eu/sites/default/files/the_partnership_on_sustainable_connectivity_and_quality_infrastructure_between_the_european_union_and_japan.pdf

⁶ The [Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program](#) (SIP) is a Japanese national program led by the Council for Science, Technology and Innovation (CSTI) of the Japanese Government with interdisciplinary management to realize scientific and technological innovation in Japan. The SIP has been promoting 11 themes since FY2014 and newly 12 themes since FY2018 that address the most important social problems facing Japan, as well as contribute to the resurgence of Japanese economy. Under the strong leadership of Program Directors (PD) for each subject, it promotes interdisciplinary research and development covering from fundamental study to industrial application with industry-academia-government cooperation.

⁷ https://research-and-innovation.ec.europa.eu/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe_en

また双方は、共通の課題を解決するために、国内の資金調達の優先順位に関する情報を共有し、量子科学技術分野における研究・イノベーション活動、研究施設、理工学教育の開発・支援を調整することの重要性を認識する。こうした中で、日EU双方は、日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合などの関連する枠組みを通じて、量子科学技術協力の成果を普及させることを目指している。この取り組みは、日本の国家量子戦略、内閣府のSIP、Horizon Europe、EUの量子フラッグシップなど、双方の政策イニシアチブに合致するものである。

1. 共同募集

共同提案の共同募集を行う場合、双方は、これらの募集で扱うべき優先トピックを共同で特定することを意図している。出発点は、日EUデジタルパートナーシップの下で特定された優先事項であり、双方は、これらのトピックの特定について専門家の意見を求めることができる。

提案の具体的な募集及び双方の協力活動は文書で詳述されるべきであり、また、活動の性質及びトピックの特定に関する専門家の見識に支えられた、パートナーシップ計画に詳述されている双方の期待にふさわしいものでなければならない。内閣府は、SIPを通じて募集の実施に資金を割り当てる意向であり、欧州委員会は、共同で特定したトピックを反映した提案募集を行う意向である。双方は、共同して提案募集の説明を作成し、その実施に必要なスケジュールとそれに対応する資金を共同で計画する意向である。

双方は、それぞれの研究・イノベーション資金プログラムの下で、当該プログラムの適用される規則に沿って、これらの提案募集を実施する意向である。双方は、プロポーザルの評価と選考を同時に行うことができるよう、それぞれの授与手続きを同期させるための最大限の努力を行う意向である。

双方は、提案の評価および選考の手順を定めたパートナーシップ計画を共に定めることを意図しており、欧州委員会は、Horizon EuropeおよびSIPの提案の評価および選考の基準に従って、EU側を調整する。選定された提案については、双方がそれぞれの研究者及び参加組織に資金を提供することが期待される。

双方は、それぞれの研究・イノベーション助成プログラムのガイドラインと手続きに沿って、共同プロジェクトを管理する意向である。双方は、プロジェクトの報告書と報告サイクルを調整する方法を共に概説する意向である。報告書には、共同活動の詳細だけでなく、共同研究の成果も含めるものとする。双方は、プロジェクトの進捗と成果を評価するための手順を共に概説する予定である。

双方は、本LoIの成果と成功を共同でモニターするメカニズムを含める意向である。これにより、効果的な評価と双方の協力努力の継続的な整合性が確保される。

本LoIの下での協力の成果は、日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合⁸及び日EU科学技術協力合同委員会⁹において報告される可能性がある。

⁸ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/joint-statement-second-meeting-european-union-japan-digital-partnership-council>

⁹ https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/7th-eu-japan-joint-scientific-and-technological-cooperation-committee-jstcc-meeting-2023-12-18_en

2. 量子科学技術協力のさらなる機会

双方は、日EU間の量子科学技術協力を促進するため、互いの量子科学技術コミュニティが互いの量子科学技術プログラムやイニシアチブに参加しやすくなるよう、相互協力の可能性を模索する意向である。

この場合の研究開発活動は、以下の原則に基づいて実施される：

- (a) 全体的な利点のバランスに基づく相互利益。
- (b) それぞれの公的研究開発プログラムの活動に従事する実質的に相互の機会。
- (c) それぞれの助成プログラム参加者の公平かつ公正な扱い。

III. 一般規則

1. 情報の機密性

双方は、本 LoI に基づき交換される情報及び文書を、本 LoI に記載される目的又は双方の適用される国内法により要求される目的にのみ使用することが期待される。双方は、本 LoI に基づく活動に関連して受領した秘密情報が、双方の適用される国内法により要求され、かつ、情報を他の参加者又は双方に提供した参加者の書面による許可がある場合を除き、いかなる第三者にも開示されることを意図していないことを認識する。

双方は、適用される国内法に従い、情報の機微性に合わせた管理的、技術的及び物理的な保護措置を通じて、本 LoI に従って交換される情報を不正な開示から保護することが期待される。

2. 知的財産の取り扱い

双方が開発した知的財産の保護は、適用される資金提供プログラムの規定に沿うものとする。本 LoI は、双方とその国民との間の知的財産に関する規則を変更するものではなく、不利益を与えるものでもない。一例として、Horizon Europeが資金を提供する活動については、規則（EU）2021/695[1]およびHorizon Europeモデル助成金契約の第16条および付属書V（第38～42条を含む）に明記された知的財産に関する規則が適用される。

3. 意見の相違の解決

本 LoI に基づき、双方の協議によって解決することができない意見の相違が生じた場合には、双方は、その相違の部分を文書で表明し、審議のため事務次長又はこれに相当するレベルにおいて、お互いに提示しなければならない。双方は、本 LoI の解釈又は適用に関する意見の相違を、解決のために国内、国際法廷又は第三者に付託する意向はない。

4. Nature of This LoI 本LoIの性質

本 LoI は、国際法または国内法に基づくいかなる権利および義務の創設を意図するも

のではなく、財政的な意味合いも持たない。

本LoIは、内閣府や欧州委員会が他の団体と同様の活動や枠組みに参加することを制限するものではない。

本LoIは、双方の内部管理を目的として厳密に署名されたものである。本LoIは、法的拘束力を有するものではなく、国内法または国際法上の権利または義務を生じさせるものでもない。双方は、本LoIが、個人または団体による私的な権利または訴因を提供するものではないことを認識する。

本LoIは、財政文書でも資金義務文書でもない。本LoIのいかなる規定も、資金、役務、もしくは供給品の支出、交換、もしくは償還、または有価物の譲渡もしくは受領を行う義務を双方に課すことを許可するものではなく、またそのような義務を課すことを意図するものでもない。本LoIのいかなる内容も、予算の充当が可能になる前に、現在または将来の資源の支出に関して、内閣府または欧州委員会に義務を生じさせるものと解釈してはならない。また、本LoIは、資金が利用可能であったとしても、内閣府または欧州委員会に対し、特定のプロジェクトまたは目的に資金を支出する義務を生じさせるものでもない。

IV. 契約期間と解約

本LoIは、本LoIに関する最後の署名の通知を受領した日から、共同活動のために運用されるものとする。本LoIの範囲内の共同活動は、本LoIの目的が達成されたと双方が判断するまで、または一方の参加者が本LoIへの参加の中止を他の参加者に通知するまで、科学技術協定の範囲内の他の共同活動を損なうことなく継続することができる。

本LoIに基づき既に行われている共同活動は、双方が中止の90日前までに書面通知を行うか、または双方の書面決定により、中止することができる。

2025年5月13日、東京にて原本2通とともに署名。

日本国内閣府を代表して

欧州連合（EU）を代表して

城内 実

ヘンナ・ヴィルクネン

内閣府特命担当大臣

執行副委員長

(科学技術政策)

(技術主権・安全保障・民主主義
担当)

